

中小企業エネルギーコスト削減助成金 事業計画提出書類一覧(チェックリスト)

【申請者名】

【受付番号※6】

	提出書類	提出区分	様式等	データ	チェック
全ての申請者が提出する書類	中小企業エネルギーコスト削減助成金事業計画書	必須	様式第1号	有	<input type="checkbox"/>
	対象設備確認書（更新 又は 新設）	必須	様式第2号	有	<input type="checkbox"/>
	中小企業エネルギーコスト削減助成金助成要件確認書	必須	様式第3号	有	<input type="checkbox"/>
	中小企業エネルギーコスト削減等計画書	必須	様式第4号	有	<input type="checkbox"/>
	対象設備確認書補足集計表 ※空調・換気設備（エアコン）、照明設備、変圧器、発電設備を設置する場合。	該当設備必須 注1	GX様式9-1～4	有・無	<input type="checkbox"/>
	導入設備の仕様がわかる資料(カタログ、メーカー、型番明記) ※太陽光発電設備申請時は募集要領8ページの追加提出資料をあわせてご提出ください。	必須	—		<input type="checkbox"/>
	見積書(上記導入設備のメーカー・型番明記)	必須 ※1	—		<input type="checkbox"/>
	電子媒体(CD-R又はDVD-R)による様式第1号～様式第3号、様式第5号をWord、様式第4号、GX様式9-1～9-4をExcelにて提出	必須 注1	—	有	<input type="checkbox"/>
	財産処分の制限及び管理に関する確認書	必須	別様式		<input type="checkbox"/>
更新のみ 既存設備の仕様がわかる資料(メーカー、型番明記) ※資料が無い場合は、銘板等メーカー及び型番が解る部分の写真を添付してください。	更新必須	—		<input type="checkbox"/>	
更新のみ 既存設備の写真、配置図、平面図、設置予定場所の写真	更新必須	—		<input type="checkbox"/>	
21人以上 事業活動温暖化対策計画書の写し又は誓約書 (条例で提出が義務付けられている事業者及び従業員21人以上の事業者に限る)	注2	—		<input type="checkbox"/>	
事前着手 中小企業エネルギーコスト削減助成金事前着手届	※2	様式第5号	有	<input type="checkbox"/>	
法人個人 中小企業エネルギーコスト削減助成金に係る事業支援計画書	※3	必須		<input type="checkbox"/>	
法人 履歴事項全部証明書	※4	法務局で取得		<input type="checkbox"/>	
法人 法人事業概況説明書(確定申告書類): 収受印必須	※4 ※5	税務署に提出した控え		<input type="checkbox"/>	
法人 法人税確定申告書: 別表一及び別表四(直近1期分)	※4	税務署に提出した控え		<input type="checkbox"/>	
法人 貸借対照表及び損益計算書(直近1期分)	※4	—		<input type="checkbox"/>	
個人 住民票	※4	市町村で取得		<input type="checkbox"/>	
個人 確定申告書B(第一表・第二表)、青色申告決算書又は収支内訳書: 収受印必須	※4 ※5	税務署に提出した控え		<input type="checkbox"/>	

注1 GX様式9-1～9-4の提出は該当しない設備の場合は不要です。

注2 長野県の条例に基づくもの(条例で提出が義務付けられている事業者及び従業員21人以上の事業者は必須)

※1 単価50万円(税抜)以上の場合2社以上からの見積りが必要です。照明設備及び建物付属設備については、総額50万円(税抜)以上の場合2社以上からの見積りが必要です。

※2 事業計画の確認(内示)通知書交付前に着手する場合必要。ただし、令和5年4月1日以降の取組が対象

※3 支援機関が作成しますので最寄りの受付窓口と相談して下さい。

※4 中小企業エネルギーコスト削減助成金に係る事業支援計画書における確認チェックにより省略可能。最寄りの受付窓口と相談して下さい。

※5 税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字されていることが必要。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付することが必要。収受日付印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号の印字)又は「受信通知(メール詳細)」(以下「収受日付印等」という。)のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」を併せて提出することが必要。

※6 受付番号については受付窓口が記入しますので記載の必要はありません。